

第三十三條 海外陸港及臺灣より来る船舶に對する
航行する检疫は別に定むる所に依る。其大
第三十四条 此の法律を施行する爲に必要な規
程は命令を以て之を定む。
第三十五條 この法律は明治三十年五月一日より
施行する。但し第二十五条は明治三十
一年四月一日起り施行す。
第三十六条 明治三十一年春第三十四號傳染病規
程は此の法律施行の日より廢止す。(完)
● 優等貢上と補助 美術品 工藝品 機械工
具類の展覧會共、通會及飲食託會等に於て優等品
と認むるのは巴里萬國大博覽會、出陳の爲め特
に臨時審覽會事務局に於て之を買上げ若くは相當の
補助と與へて之に付開會前凡三十日以内に同局
へ居出づべき旨告示を發せし日
● 博覽會賜獎圖案 藝術商務者にては巴里萬國大
博覽會へ出陳すべき政府出品製作の資料に供する
ため左の圖案を臺集する由
第一 美術工藝品の圖案
意匠新規として奇僻に流れず本邦高雅の風格
と其へ會場の雰囲を擡ぐべしもの
第二 諸器械工具(農林漁獲等の機械用具を含む
む)の圖案發明改良に標するもの若くは意匠巧
妙なるもの
第三 圖案は立つ可乎物品は前二項の種類以内に
於て各自の選擇にて可
一 圖案は表裏内外の構造を詳密に表示し直に
製作に用ひ得らる可るものに限る
第一項の圖案は本年七月三十日限より第二項
の圖案は本年十二月三十日限事務局へ差
附可し
一 圖案の提出者にして特別の事由ある者は其
一 事務局にて採用し之を圖案の外は譲らず本
人へ返附する
一 新貨幣の鑄形 貨幣法實施規則として各項
一 物資の運送者を指すて輸出するところを指
せられるが此種を甘圓又は七圓と
五圓の三種金貨並に廿錢十錢の各銀貨五錢の白
銅貨一錢、五厘の官場銀等銀及新貨幣の鑄形決定
は既來日夜精屬し居れるが此種を甘圓又は七圓と
せられなる由にて不日就令を以て發行せらるべし
と云ふ

○ 稲代の名花　　自下東洋園回向院の境内に於て
開闢中の有名花園の國光花と云へる。其種類實に
數百種あり。今早からす頃から下所見現の新葉
期なるが何人も一度之を見れば頗る其美麗なるに
一驚を喰らる。のみならず其花色また一樣ならず深
紅より濃朱あり或ひ純白にして種色の差點と曰
するか或ひ薄紫にして銀葉を吐くから或成る
ハ櫻花の如きあり或ひ艶の花の如きある等。上
枚奉に進むらば就中一株にして紅白を生じ一葉
にして數花を産み出し来る等。所謂名花の名花で
る所以なるべく彼の花卉愛護の癖ある西洋人は之
を見て垂涎措く能はず一鉢數百圓と抛つて購ひ得
たしと申ゆ者多き。よし宜かる哉。

◎ 健生蘭館ばらの香　　此蘭磨に彼の有名なる銀
坐二丁目佐々木玄兵衛氏の製品にして其發賣は既
に十五六年以前に在り然れども同店の事として製造
販賣の夥多あるが爲め該品にて強烈販路を擴
張するの餘暇もなく只日々需用者われを之に應する
位の冷淡なりしに拘らず其口中に特効あり歯牙
を健全ならしむるに最も効能なるとの高評いづしか
世間に傳りしのみか。昨今は海外よりも頻りに注文
の來る。されば此際一層の改良を加へ潤滑体裁とも
改正しつゝ愈々販路を擴張する由現在の品位にて
も随分良好なるに此上當世に況んで審美を盡さ
錦上又栽培の花を添ひなるべし。

○ 鹿印鹿香水　　近來香水の種類頗る多き中にも
芝新橋町尾崎商店にて製造販路を擴張する由現在の品位にて
御氏の發賣に係る此香水は製造主が多年の経験と
積たる功ありて香氣の濃郁毫も舶來品に異ならず
体裁粗鄙も亦優美にして且つ高尚なり然れば本年
も追々香水必需の時季に向ひ各地よりの注文日
毎に多くを加ふる由なり。

● 今朝も赤茶葉巻の爲め寄て二寅の音符をま
郵電御茶葉等へ自今地て同所へ記御茶葉定
致候間本組合及當商報の庶務に就ての御
依り日本橋區猿町二丁目自子一番地へ移轉

(四)

四つ谷區、牛込區、赤坂區の營業者他の三稅務署による由あるが四谷稅務署の如きは其所附内(鶯谷區)に於ける各稅務署の取扱へ中にて本月末迄に大抵完結する。よほ過か少しきが故に其取扱も本月末迄に大抵完結する。しかし今各署にて今日迄に取扱たる結果を聞くに四つ谷稅務署所轄内の税金總額は當局者豫定の額に超過する見込みにて納稅者は三千八百人位なると云ふに萬世橋稅務署所轄内(神田區)小石川區(本郷區)其納稅者凡そ七八千人内外の豫定にて現金之豫算額に達せざるべし新大橋稅務署所轄内(日本橋區、深川區)の納稅者が無處一萬の上に出て、殊に日本橋區の新稅施行上他區の橋樑等に照し既に差出たる届書を訂正せしむる様勘定にて政府豫定の額に達せざる如きあらび全国の本稅豫算額に少なからざる違算を生ずる譯なれば、當局者も此區に最も重きを置ける種なるが此區に最初に他區同様に各自届出の金額甚だ少なく豫算の半ばにも達せざる程なりしと以て同署にていわゆる税務取扱顧問員にも詳り同顧問員をして商業の繁閑等に照し既に差出たる届書を訂正せしむる様勘定にて政府豫定の額に達せざる如きあらび全國の本稅豫算額に少なからざる違算を生ずる譯なれば、當局者も此區に最も重きを置ける種なるが此區に最初に他區同様に各自届出の金額甚だ少なく豫算の半ばにも達せざる程なりしと以て同署にていわゆる税務取扱顧問員にも詳り同顧問員をして商業の繁閑等に照し既に差出たる届書を訂正せしむる様勘定にて去月三十日を以て陳列所を開館せしめ各國領事館へ前者凡そ七千八百餘人後者凡そ八九千人あるとして云ふ。

東京小間物商號第五十七號

○達山閣(第三回) 五
朝の元氣で、可哀想に、朝一、此奴は、思て、口に聞く罷り、
居たが、家来連は、三五本と、いふ、重い、女主人の威儀を、笠に、
に着て、世に傳からし、侍、斯様な奴は、一人に引抜
り、存分、手こき目見せて、運らぬ、關東武士の名が汚れ
るソレ、誰がある。此奴、打つ、打つ、打拂えてよと高ら
かに、呼ばれ、聲聞させて、結城の下人、丹野六郎宇
良、ながら走り出、有合、被拂いつ取つて、三五本の
銃、引抜る。三五本は、雲へ上り、「ア、若し」(邦)
みすす顔、今す其棍棒で打拂られて、此頭が胸中
へメリ込んじて、此眼の玉が飛出さうも知れぬ命ばかり
には、お助け下され、お慈悲、(邦)と、點度、天地へ頭す
り附くる。右京之煙は、つたと、睨み付け、右ア(邦)法
者、め、臆病者ら、此期に及んで、刀の手前、脇らをせす助
けてくれど、ハ屋敷千萬石、聲聞、上へ、貸歸されぬ、結
城殿の調べ、済んだれ、捕者、捕つた功に申し受け
與性者の見せしめに、首よき放してくれると、欣し
付けられ、三才、捕や、捕に、此一首、あれべこそ、生きた
る甲斐の樂しみ、あれ前がなければ、何よりかより
三度の食が戸ほひをして、何處から口が利けるも
のやら、其勝手さへ知れさせ、四、夫をつからり、真美と
ソラと泣き出する尾鶴は、笑止とも、亦恋からぬ、朝光
膝をむし進り、無夫、これ程命が惜しいなら、助けて道
るましいものでもないが、其代りとして、今宵の狂歌何
者に頼まれて、何故あつて、預入つたか、包みます、此の場
で申立てよと、迺所が、うなづく、言ひて、三、イ、
申します。(邦)今宵の事へ、私に、車の摩鹿口、論外に子
細に御坐りませぬ、不相きの授け事、お詫びと頗るぞ、叩
いて、縁返す、右京之進、摩鹿口、に、右ア、是程の
屋敷、仕出して、詫や、云々で、清こうと思ふ、大白痴に
も程なく、わざわざ、候等が、此印に、候の者が、あるなら
ハ他、呼應して、摩鹿口、而、候が、當然、思ふ、當然然るを



日五月五年十三治明

强 勉 敵 無

田原氏自著
凡て傳染病流行の際に比何種の疾に罹らす患者
形体より感染する者の至る少々知らず識らず
間化器具衣服又は室内の空気等より感染する者
も多々以て傳染病の预防にハ其病室を始り
の器具衣服等に消毒を祈ふ事無所要なると判
も既に知る所なるか其消毒にも從來蒸氣を用ひ
るの器具用ゐるもの等數種の方法はあれど或
も多々以て傳染病の预防にハ其病室を始り
の器具衣服等に消毒を祈ふ事無所要なると判
且つ多費を要し或る器具衣服等を殺菌消滅す
等の故障あつて何れも實用に適せざると遺憾と
しが今度内務省東京衛生試験所長農學士田原
純氏は多年の研究を積みて一種の消毒燈を發明
し抑溼消毒器なるものハフオルムアルデヒド瓦斯
斯を用ひて黴菌及び害蟲等を殺すに在りて其瓦斯
の効力ハ水の十萬分中ニ僅に一分を配すれば各試
供せし久しう久しく學者間の苦心する所なましと云
田原氏消毒燈の構造及び使用法を聞くに此フォルム
アルデヒド瓦斯は木精油チアーラルコールアルコ
ルの酸化より生ずるものにて消毒燈はアルコール
と燃し木精を酸化也じゆくアルデヒド瓦斯を生じ
瓦斯を生じ之を白金海綿に捕獲せしむるの趣向に
て之を使用するにハ消毒せんとする室内の大きさに
應して適宜に木精と燃せバ瓦斯は忽ち飛散して室
の四隅に波がり如何なる細隙にも行波りて室内の
器具衣服等一時に消毒し得べしと云ふ又此消毒の
特長と云ふと第一アルデヒド瓦斯の瓦斯
は空氣と相比重を同とする所以て能く隅々迄行波
する事第二瓦斯の原料は木精一磅(凡三合)三十五錢
位の安價にて使用用法が至りて簡易にして何人にも容
易に行ひ得る事第三アルデヒド瓦斯は
器具衣服器物等に投入するも即ち變色損傷等
の要なき事等にて尚之を害蟲驅除等に用ひるが如
方のへて無害に依れば南京湯の如き至る如きは凡

その三十分間に死んで死するに至ると云ふ要するに、
消去痘に依て容易に病を除し感染を防止する
と云ふ田原氏の功業實に偉大なりと云ふべし。
に附する方官相の病害ハ丹毒と稱する一種の傷寒
症、必ずしも以て田原氏に依頼して其病室を始めて
田町官邸内なる客室及び一切の器具等に消毒を施
し又大慶外相の薪に買入れたる大慶別邸の故に
川泰次郎氏の所有にて氏へ附患して久しく同邸附
にて病を養ひし事あるを以て是亦田原氏の消毒を
行ひたりと云ふ。

足らず加之、合衆國の海外貿易は昨年を除くの
數年来輸入超過し正金は海外に流失するの實況
呈し海外特に英國より放棄しある貨財はシマ
の銀圓法其他銀圓の運動活動激なるより他日銀貨
たるの日あるやの疑竇に依りて諸機券を賣却し
易にて餘し得たる紙幣と共に大藏省に引替を
補ふ爲め再び市場に出し循環極り無く到底其
益々海外に向つて流失するも發換したる紙幣
燒棄若くど國庫に蓄積せしめて増癡紙幣と縮少
の手段を執る能はず之を以て政府歳入の不足
補ふ爲め再び市場に出し循環極り無く到底其
に堪すマニソンレ氏は就任前より大に此に見
所あり紙幣始末の付さるゝ歲入の不足を補はんべ
爲無限に使用するに在り之を矯正するゝ歲入増加
の途を求むるより外なし確信し切こそ關稅を曰
上るの策を取し者なれ且保護貿易の大國の國是
も見るべき者にて特に夫の日本、紡織物に割合
至十一割等の苛稅を課し併佛等に比較的の低額不
るは彼國機業家等が伊佛に比肩し得る日本
巧妙なる手藝と低廉なる貿易とい故可くも本
に根本位説員を派遣し其實行を期し然る替に關
結果に外ならず人或へア氏は元老院中最も勢力有
る可銀論者の歎心を買んが爲め就任以來歐州各國
に根本位説員を派遣して政府に諮詢する所あら
恐らく無能なみじ氏は金圓の推進に依て就任し
たるが其本來は最も熱心なる根本位論者なりブラン
イアン氏の根本位に反對したるハ合衆一國を以て
實行せん道あるを以てのみ故に氏の金圓論はす
ぐれたて一千二百篇有るが就でも其意の在る所を
る可しさればマニの根本位説員は政策に關せず
熱心度力不可_レ元老院の議員亦_レ氏の主義を明
するを以て之に助かすべく之と同時に氏の增稅說
も以上の原因より極力通過の策と謂するなら
在邦人なるもの毎日の有機にして空想を盡す能に
沈黙す可_レの秋にからざる事と云へり

比無界世全

最上米國製全目入あつ玉新荷着謹告
今回荷着發賣致し候全入あつ玉は米國
本會社に於て多年苦心の末好結果を奏し
たる精功の奇品にして全目鮮明一見眞珊瑚
と識別に難からむる程高尚優美の品
に候得ば從來無地東玉同様陸續御用向き

發賣元謹白

江川商廈賣品廣告

鼈甲 珊瑚珠 蒔繪物 推朱彫 各種
舶來 最上 黒茶 本ゴム 檬各種
舶來最上人造ゴム無地鼈甲ばらぶ各種
舶來最上人造ゴム象牙箇笄等各種

新店發賣之子口酒種一會米國开二英國人確實十分會社詩約直輸入政シ
居候間物品八萬多相價廉價ノ以ア販賣仕猶一肩御靈應之程奉願上候
東京市日本橋區橫山町二丁目六番地
上總屋江川金右衛門
本鋪
十間物問屋
同
番
雷
地
百
下
十九
番
支
店

ପ୍ରକାଶନ କମିଶନ

本舗 在袋參用玉の肌石(新規第一代用肌石)
肥い腰、瘦弱四方を拂の匂ひ袋の代用と爲す日常に必携の高等石船なり
肌の肥長の薬品を拂ひ精製したる者故海水にて能く溶解する石船ならず
玉の肌(御送付なる御船)第一圓金三個入金八十五錢御券代用
東京市之區匂の御屋敷造所
久保巴町十番地 西洋小間物商
次所へ全國至る處の賣藥店和洋小間物及び菴物等にて販賣せり

新中高等器物入一名一ヶ年器物入
●薄荷油●モニ油●香水●麝香水
各種石鹼化松脂問屋
東京市日本橋區本多町
本店
平尾
賛平

ノ品ノヨリ治十四年販賣以來内外各地に
非常なる好評シ博從て販賣高之多き
事日本全國中第一トナリ且品質之純良と
價格之低廉なるは甚く諸君の認むる處
なり

ノ母子リ
定義袋匁上等最
ハア百花園
ハア萬里香
公國の華
△君の花
△梅の風
△牡丹
△江戸錦
△大富
ニ於テ販賣相應居候
浮便利ノ洋店へ修用有
程奉願上候

大筑北上信上根勢土下下勢岩代坂前海麻州至州高木甲平少初南道東麻林梅坂高間府見川
久多少金野大見川
繁 榮 長 原 半市井飯石石猪石猪
寺 波原谷田川田上塚原橋府
原多 川 田 川 田 原 橋 纪 三
吉江繁竹 基源 作 三正 仁安一庄五
兵次久郎 高 須 三郎平郎郎平麻
衛吉郎郎高 須 三郎平郎郎平麻
函新野甲越六下陸大備靜野武彌
館高州州後瀬壇前坂前岡州前
未本足甲八北福南白南上足川鶴
町高石久石山魚利越岡
河 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺
加川川内加大大小小大岡富戸富
藤崎田屋屋旗島川川栗内岡田櫻
文 増金 清宗 小常都太 周與五
五又之三長三三徳三太郎 武郎八郎
郎吉助郎八郎松郎郎武郎武郎八郎
大信上上豆野名遠米上上下越
坂州總州州古州澤州總中坂
南小勝安高三星屋嶺立小高南岡
久諸浦宮廣 宮廣 宮廣 宮廣
寺山山國園村村町中高田高竹寺
冬崎口峰峰上中村橋木村田
野長 常廣上吉伊清溫助
利兵榮春常次三庄藤三留吉之助衛
助衛藏吉吉郎造吉郎造吉郎衛
土仙下駿越信下駿越信州上高水福
佐賀總州後州總州州上高水福
高大水沼高阪福江三上三庄藤二
知町海津田岡尻辰蔭島田岡
道 秋 近 浅山朝

貴賈一自分
得ヲレタル齒磨白光散ナル製物アル事
ヲ承知セズ同名綱ノ齒磨ヲ製造販賣
致候處今回發見ニ相成恐縮仕候就者
只管御託申上特別ノ御思召ヲ以テ御
勘弁被成下候段難有仕合ニ奉存候然
上ハ以後次々壹袋タリトモ販賣
不仕ベ勿論萬一向後他人ニ於テ貴賈
品ノ商標ヲ偽賣濫用シ亦違犯ニ係ル物
品ノ取次販賣仕候者有之候節御
申上候迄テ後証小間物新聞紙
ヲ以テ謝罪ノ意ヲ表スル丁如件
明治卅年四月廿一日



謹告

季候鬼角に不順に候得
共各位愈御清適御繁榮
之段奉大賀候陳者各位
時何品の原料原材料も概
ね拂底騰貴致候得共本
組合員は夫是に拘はら
ず一同に特約を結び各
店の製賣品は勿論從來
東京の特色製品として
始め其他何品にても總
て非常の勉強と薄利を
旨とし専ら着實懇切に
御取引可付殊に季節に
適する新意匠の粧飾化
粧品等の數多出來致居
候間不相變陸續御注文

全國同業者各位御中

同

本號は記事廣告共に輻輳に付特に四項の大附錄を添へたり

八王子火災義捐者報告

第二回

一

金

五

十

錢

上州高崎田町木暮彌平

日本橋區若松町

高岡初次郎

金五十錢

上州高崎九藏町

日本橋區馬込町

吉岡初

金五十錢

日本橋區馬込町

元張屋

熊太郎

金五十錢

日本橋區若松町

高岡初

卷之三

卷之三

記名順序不詞御海恕

各地御得意様方益々御隆盛之段奉大智
候、旅店儀不相變御引立ヲ蒙リ御蔭ヲ以
テ日増ニ繁榮仕候段難有仕合ニ奉存候
右御禮但弊店製造品販路擴張ヲ兼
儀當商報紙上ヲ以テ奉懇願候。



謹告

各地御得意様方々々御隆盛之段奉大賀候
御店儀不相變御引立ヲ蒙リ御隆ヲ以
テ日増ニ繁榮仕候段難有仕合ニ奉存候
右御禮且弊店製造品販路擴張ヲ兼

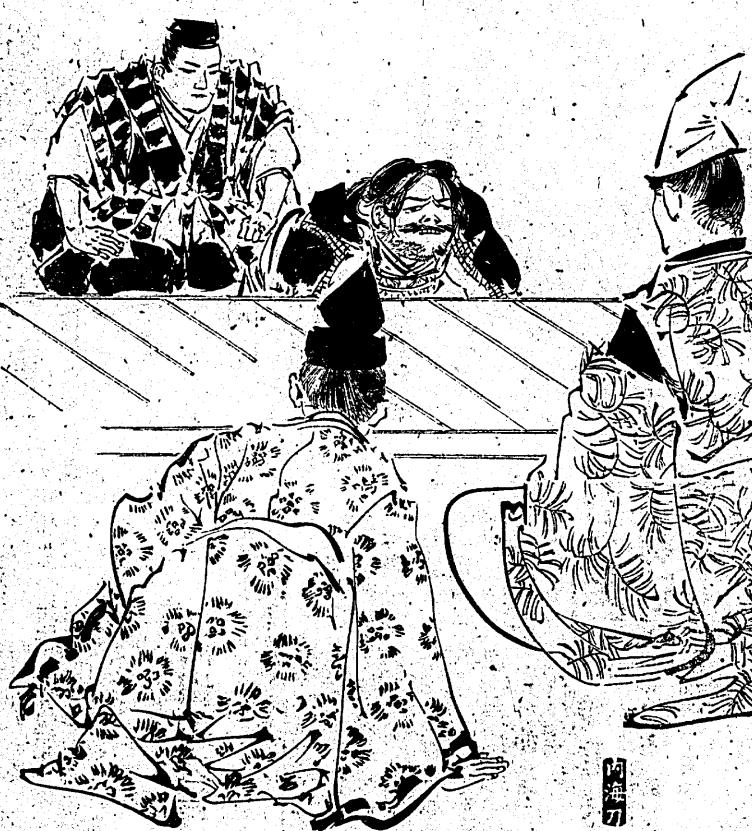


新規
本舗 沙見盛榮堂製
東京大森島町二丁目
新規
沙見盛榮堂製
歯磨き粉
第一口歯磨き粉
ヒ給ハ、幾萬代モ口中ノ患ナ覺ヘズ故
ニ拙家發賣ノカムぶじハ多年品質ニ心
ヲ凝シ證明セシモノニシテ染ツキノ速
ナル容易ニ兀ル事ナク其効驗ノ著シキ
ハ天下無二ノ良品ニシテ是レ迄世
間ニ有リフレタルム一類ノ及ブ可キ品
ニ之レナシ希ハクハ世ノ拂君方神代
ノ教ヲ守リ永ク皇國ノ美風ヲ傳忘レバ
ラン事ヲ願フ
賣捌所ヘ全國到處ノ小間物店ニ取次
有之候間涉最寄ニテは求ノ程奉願候

各地同業各位御仕入之爲め御出京御瀧
在の際其旅宿へ商品の見本を携帶店員
を差出候は殆んど一般の習慣と相成居
候得共右にてて各々に對し甚だ不充分
と相考へ候旁々弊店へ更に商品を携帶
せられず自宅に商品の陳列所を設置致
居候付各位御出京の節は直接に弊店
へ御光來被成下度左候得は物品の御撰
定其他に就ても頗る御便利なるのみな
らず緩々御相談も出來得べく且つは弊
店の如何に勉強し如何に薄利なるやを
益御會得可相成ど奉存候間何卒頗々御
來車御注文の程偏に奉願候敬白

日五十月五年十三治叭

夜はののくと明離れたれども其身へ千故の間に迷ふ結城七郎 開光へ事に臨んで更に翻す天晴の氣の面色の中に自づから愁ひの色の浮べるを見る續いて右京の通仲業是ゞ小表襪の袖引ひまゝりて甲斐へしくハ掛けども絞衣の上心元なく何となく氣道ひの色を示しむに就いて海野八郎平太が繩引ひ捕へて共に大江殿の御前へ近づけ据えぬ正面に大江兵庫頭頃元中君を物に探つて朝光に向ひ「イヤニ十三結城殿御訴戦の起き一應の承知致したが尙精しく承知致し度い定めし左様な場合で手傷を負ふた者も御坐らう又絞衣をのめ如何致され乍仰せの如く昨夜ハ雨雲り且ハ夜中の折柄とて慶元はした共に手傷を受けたる者少ならず其中老女娘幼こす者を始め二名候と具申場に於て最期を遂げたれど餘る皆刀傷打傷なれば死失々に手當致して參りたる唯一人絞衣のみの數多の野武士共に何れへ早行されたるか是全くノ根原殿指揮にて其頭へ取込まれたる者なる事ハ此三平太の白状に依つて事明白に相分りナシした當時倉の大名の中に在て権勢を張る根原殿が如何なく彼の振舞大名が盜み賊を助いたとあつて此根原殿へ亂入し拘つさへ縛戰さ女童を引さらつて立去るといひ大名へ加羅さ町人百姓へ爪彈らする事件上の根原父子が盗み賊を助いたとあつて此根原殿へ温成備へ言葉の端根原父子の遣り放しに憤れ染みた三平太へ其罪風云ばん方なく二つの腰を二つに集めて三へイヽ恐れ入りました成シテ其方根原父子より頼まれなか三イエ



●對米國關稅改正の建議書

●對米國關稅改正の建議書

日本貿易協會にて、米國關稅改正に對する意見と
専門外務農商務の兩大臣に宛て、左の建議書を呈出
したり。

當協會密に思ふに我邦貿易業の現状は尙ほ未だ
幼稚の域を脱せず今の時に方り前途の障礙を排
除し、若く誘致の計畫を爲さずんが完全なる發達
と後日に期すること能ばざらん是れ當協會の社
會に堪へざる所にして朝野共に潜心經營すべき
急務なりと信す。

抑も日本の貿易は我海外貿易中現に最要的地位
を占むるものにして近年頗る増進の傾向あり加
ふるに我海運業は今や米國直航の路を開いたる
を以て前途倍々隆盛の機運を迎へんとするはれど
米國兩國の爲めに最も憂すべく又最も留意すべ
きの秋なり。

去れば今時の如く於て彼我共に貿易の前途に横ば
る棘刺を躊躇務めて便益を追ひ斯業を獎勵助長
し相互の福祉を全うするの策を講ぜざるべから
ず然るに頃者米國議會の成員並に出でて極端な
る保護政策に基き我製造品特に織物段通花
瓶等に課するに殆んど禁止税に等しき重税を以
てせんとす。此法案果して元老院を通過し實施せ
らるゝに至らしか。日本貿易は即ち頓挫しけり所く
現はれ來りたる發達の躊躇に忍じて天折の不
幸に遭遇せざると申す事茲に至らば。故我共に均
しく不測の禍を蒙る有無相通の便を失ふに至ら
ば。是れ豈に彼政府が國の福利を増殖するの良策
ならんや。冀くは該法案の實をせらるゝに先ち既
くに利害を以てし放逐して翻然其非を悟らしめ
兩國間の通商を平坦なる發達の途に復し。故我の
貿易業者として前進の英氣を搖かさらしめ弗國
の我総統に対する處置の如きも亦同様の手段に
依て匡正の方策を探らん事と當協會が斯業の爲
め又國家の爲めに閣下に對し切望に堪へざる所
なり。

○四里博覧會出品の事　明治三十三年佛國四月に於て開く臨時世界博覽會に付我邦より出品する種目其他出品方針等に關して　去月上旬農務大臣より調査委員數名を嘱託し出品項目一部に各分擔せしめ委員等へ原報數回合し精算結果第十二部（公設建物并に住宅内裝飾用に係る什器類）第十三部（絲織物、衣服類）第十四部（化的工業即ち紙類）第十五部（各種の工業）の四部最も主要と認定し出品人資格即ち商人にて賣金高製造者にて製出金高及各數量の制限と加米茶生絲、繩、清酒、燈油、竹材、木炭等の博覽事務局より出品人及其數量を指定すると共に其ハ出品願書に依り審査員に取扱せしむる事等去る六日確定し翌七日直に主務大臣に報告したるに依り其細別へ近日の官報に公示せらるべし而て既に發表せられたる出品手續に依れば普通品本年十月三十一日限り美術品及び應用美術品へ此三十二年九月十五日限り各田品目類を作り各方廳へ呈て主務省に差出すべしものとするもの也少の日子と有するが如しと據る元來美術品の如くからざるを以て期日へ寧ろ却追せらるゝの感無く少へ下旁々當局へ其發表を急ぎつゝある出品者亦其迅速ならんとぞ希望し居る云々

○萬國大博覽會　洲洋に於ける英國殖民地政府商業會議所會員被選舉人資格年齡三十岁以上を廿五歳と改正と希望する件

○第二號議案　同上

第三號議案 同上
營業稅法改正に付臨時聯合會決議の願意貫徹の爲め再建議請願の件 同上
第四號議案 由館商業會議所提出
商業會議所聯合會を便宜の爲め帝國議會開會中に東京に相合するに該規則改正の件 同上
商法第六百九條を修正し旅店營業者苛重の責任を輕減せられんと本法與調查會總裁へ建議する件 同上
第六號議案 福井商業會議所提出
營業稅改正の件 同上
第七號議案 同上
全國輪船輸出雜貨物に係る新營業稅削減の儀請願の件 同上
第八號議案 長崎商業會議所提出
寄留郵便物の紛失或いは損害に對し遞信大臣に於て責任を負ふべき規定を郵便條例中に設けられん事を其筋に建議する件 同上
第九號議案 金澤商業會議所提出
再び營業稅法改正の儀を政府に建議し貴衆兩院へ請願の件 同上
第一號議案 上
銀行の發行紙幣引換期限延期の儀に付大藏大臣へ建議の件 同上
第十一號議案 東京商業會議所提出
株式會社に關する商法の規定中左の趣旨に依り改正を加ふる事 同上
一株金十一分の拂込しふる事 大臣へ建議の件
一發起及設立の認許に關する規定を廢止する事
一創業總會を了つたるどき會社ハ十四日以内に登記を受へさ事
一會社ハ登記後六箇月以内に少なくとも株金十分二分一拂込しふる事
一株金十一分の拂込しふるにあらざれば株券を發行する事を得ざる事
一株金十一分の拂込前に於ける株式の譲渡ハ會社に對して無効たる事
第一號議案 松江商業會議所提出
職工保護及取締の件
一各商業會議所に於て法律制定の目的を以て職工の保護及取締に係る事項を討究し之れが意見主を甚だ大臣に開申する事
第二號議案 岡山商業會議所提出
米國改正關稅案の儀に付善後策を請せられん事
その筋に建議の改正の本邦輸出貿易の消長に關係する所煩る大なるを以て政府へ宜しく善後策を講じ繪出貿易を獎勵せられん事を外務農商務等大臣に建議の事と希望す

100

(前略)陳者過般來申陳當候過近來日本品の當地の商人に於ける景氣實に宜しく府内中以上の何れの商店にても多少の日本品を陳列致候有機にて價格店意に高き販賣益を擴張致來候處候是日迄日本商人中當地に見本を送る所のへ有之候得其現状在當地商店に陳列する所のへ有之候得其現状商の手より輸出したる物にて日本人直接出荷致候のハ誠に僅少に有之候是既免當地商人が日本商人を借用せざるより現金に交換品を交付する所と確認し萬一現品の到着せざる場合若くへ見本品と相違の物品到着する場合等に於て最も處置に窮せんとの憂慮を抱き又一方に日本商品の前金即ち荷替に非ざる品物を出荷せざる傾向にて双方競合せざる間に立て横過邊の商號と日曼連の商機を開拓す出荷致候爲斯商獨り日本曼連の商機を開拓す出荷致候爲斯商(ハ近來機会に當地に於ける日本品の輸入を増加致候次第にて從工前便に申述候過)機造日本品(直ちに荷交換にして佛國に次ぐ)荷當地市場に現出我來未勿論日本人の眼より見れて其構造品なるハ一目瞭然我候相共當地購貲者へ申すに及ばず商人等必全く之を識別すると出來不候是等ハ要するに當地に日本品の評判販賣日本商人に因る者有之候去れど此際日本商人が依然労賄の位に立ち居らんにハ其商號を外商に委するに他)荷造品の爲めに日本品の之の堅價を失墮せじむるか如き結果を生ずるに於てハ誠に悔歎の至事御坐候に付其邊十分苦勞者を御懲戒候然荷造度候尤も今度當地に日本品陳列所を設置する場合に至らば當地の購買者及商人等も日本品の價格品質と稱譽し來荷造品よりは眞物を望み外商より寧ろ日本商人の手に運び貿易上の便利を求めるに於ては能く今法日墨間の商賈に應べう哉に有候又當地商人一方にハ日本商人一步を譲つて英國商人の信用を買ひ迄前金を取らしして品物を出荷するの覺悟をなし且政府に於ても前便申述候小包郵便用する包裹を十分製造出来可申由考相商毎度問合せ來り候向も有之其果して我國にて通常包紙の製造出來當地などに輸入の端を開けば其需要の隨

◎聖國に於ける我商品の好望

●公居及ひ公業の官制 臺灣總督府民政局臨時大會 調査掛の調査に係る公居及ひ公業の官制左の如一

公爵と同族の世襲家臣の數にして祖先たる者
子孫をして合居せしめ分割するなからしむ即ち
該家屋の所有權の同族世襲のものにして族長と
雖も擅に之を左右するを得ず
公爵の祖先祭祀の場所にして子孫獨に之を賈與
するを得ず

公爵の其宗族繁衍し或へ數支派ど爲り或へ數十
支派ど爲るの場合に於て一枝派の人猥に之を賈與
與するを得ず

公爵内子孫居住の或る一部分を賣却せんと欲す
るとき本宗族中の人に向ひて之を賈與すべく
族外の人に向ひて賣與するを得ず

倘し公爵の全部或は一部を族外の人に賣却せん
とするときハ同族の尊士人あると數百人あると
に拘らず其全數の半て承諾を表し連名捺印しか
る以上にあらざれば賣却成立せず如し其同族中の
の九人まで承諾したりも一人不同意を唱へたる
るときハ其賣買は遂に成立せざるなり

公業との同族世襲財産の義にして田園或は貯金
を公同に所有し其利益は専ら祖先祭祀の用に與
すものとし子孫へ輪年に承祭の役を受持つもの
なり子孫一般に極貧に陥るにあらざれば更に押
却するを得ず其賣却手續に至りてハ公爵と同族中
の最も重く之を視し公業の子孫祖先に向ひて承
意を表するために極く輕く取るなり

● 茅間の戸口　去月現在臺北縣管内の戸數十一
萬七千八百三十四戸、人口六十四萬二百四十三人
(男三十五萬二百二人女二十九萬四十一人なり)但
し頂文山堡の土匪出沒のため戶籍調査未済に付し
を包含せず

新製雲南麝香水
吸薄荷パインプロ



當田山九右丸三形曲人之義一今優良ノ流行ニシテ其原
料糸ニテ製造致タル物故何事多少一不取用注文被仰
度此段奉願上候

武井龍三

謹 告
啓 各位 益々 仰繁榮之段 素貿 陳者
拙店 製造之そらの香（煉油、香水、香
油）之俄退々諸原料及由物ニ至ル迄非
常ニ騰貴仕何分只今之割合二三ノ引
合兼候一付本月五日ヨリ 大小ニ不拘
三分之御増直ナ相願フ事ニ確定仕候

A black and white photograph of a caterpillar resting on a large, dark leaf. The caterpillar has a segmented body with prolegs and a distinct head.

從來碧蠶家諸君ノ常ニ欠ク可カラサルハ蠶獨ニシテ然モ和蠶或洋蠶ノ臭氣強ニタリ。賣兒ニ寄アルヲモ虚塵セラル、ナレハ然ニ弊店製造發販ノ人印石蠶ハ高貴優美ニシテ少少ノ臭氣ナク光力非常ニ強ク殊ニ風害ナレ被ムルノ憂ナキ己ナラス。西洋形六時間大形五時間中形四時間小形三時間保ニ製造ノ價格低廉ナレハ經濟上ニ利益アル。和蠶二比ニ殆ド一倍強ニ當レリ。本年既ニ薄蠶ノ時期ニ際シタレハ幸ニ御使用有ノンチ祈ル。見本品御入用ノ御方ハ郵券十錢御送付被下候ハ右四種ノ見本品郵送可仕候近來類似品有之候ニ付賣人印商標及弊店名義ニ御注意被下度候。

養贊家諸君へ緊急廣告

新大十三錢
別大廿五錢
極大廿錢
大瓶八錢
中瓶六錢
小瓶四錢

共口瓶入定價
祖元
大瓶八錢
小瓶四錢
大瓶八錢
中瓶六錢
小瓶四錢

反四十九
天保年間圖書の寫し(承認)

(天保十三年四月七日)

此度諸色直段引下の儀被仰出様を以て世話を爲在
体儀畢竟軽き者共暮し方致見る様に之の仁惠難
有修意に付町人一同難有奉感謝商人之分へ銘々
一已限り力の及大商品直段引下の正路の高ひに可
政宗之處多大數の内に心従違の向も有之表向直
下け致いても内實品柄劣らせ又ノ目方等相減じ
分も有之起立處に入り右様の類ノ名前可ナ立旨
今度沙汰有之い右ハ腹聞立之事にハ無制其萬一
右体の儀有之名前入得勝い何様のうめ可被
仰付も難計入候次第に付一同嚴重に相心得商ひ
物品柄相應み並に自非大さる此等風氣厚く心
用ひ聊ハ底末の取計不致正路の商ひ致様召仕
の者へも篤さ方論置銘々相屬ノ諸品と直安柏
成し様出帶可致事に如斯ハ論上にて不相用聊
かにても不正の商ひ致ひ無用捨名前ア立
様可致し間其後悔被致間敢ば其乘而此段ア聞
置ひ

(同年四月八日)

野菜物等季節いたらざる内賣買致問敷旨前々相觸
ひ或有之近來初物を好み小便擴長のたゞ然更
料理番屋等にて販賣求め高直の品調理致し
段不善の事に之驚びうり折子いんげんひげの
頬其外もやし物と唱へ兩隣子をかけ亦にて仕立或
ハ室の内へ炭火を用ひ立年中時候外れに賣
出し段否修々渠に轟れて賣出しし者ども不善の
至にい間以來もやし物と唱候野菜物類決して作
り出しナ間敷旨在々へも相觸候餘當旨を存と置く
賢買致間敷旨在々へも相觸候餘當旨を存と置く
候者有之に於て「吟味の上急度各め申す付候」
右之趣向中又可觸知もの也

(同年同月十日)
諸色直段の儀は元力相場を其合質販候共諸職
人手間貿入足貿へ元方へ拘らざる品なれども地代
店貿入下候に關な商品の勿論諸職人手間貿入
足貿に至りて引下け候直段に右之候御織に之
題意に付候も有之哉に候得共聯かの儀
にて總体の體にも不相成右ハ畢竟地主共移券高
の歩合に當り候程の地代店貿取候故自然高直に
も相成候問何によらず都へ寛政度以前の振合に見
合直段引下け諸職人手間貿入足貿在
引下候上ハ同様の振合に立戻り早々引下け候様可
致若心相違のもの有之不相用に付いて吟味の上
急度可及沙汰候絶町中不連様可觸知もの也

近世奇跡考(抄錄)

○佐文山の戲畫

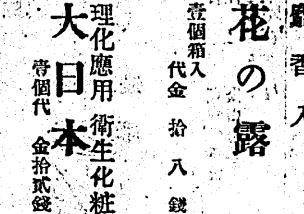


雲南齋香入

式部石齋

登個美能箱入

代金三十銭

花の露
大日本化粧

麝香入

登個代金拾五銭



麝香枝

登個代金拾八銭



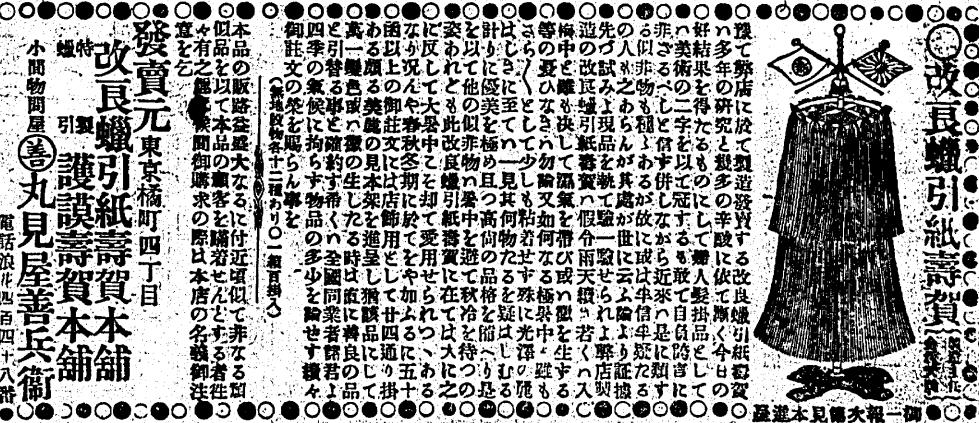
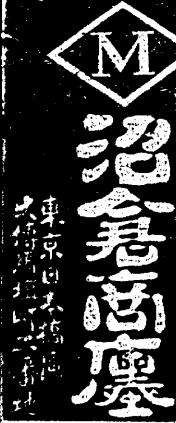
麝香

登個代金拾五銭



麝香

登個代金拾五銭

諸石鹼發賣元
平谷合資會社

女中唐

作者不詳

今もいざ錦織の人よと鳥
千山
老文が事につきて、くさーの奇談あれども、
人口に傳ふるのみ、たしかなる証もなければ、
にもらしつ「彼は昔物語」に見延の頃、能
師存義、小網町より深川八幡の一の魚屋の北側に
り住ひ、其庵は紀文か義へて後住みける茶室
云々、めらしき話しなれば記しふしつ(未完)

今もいす錦織の人よふこ鳥

新意近懷中高等器物入
名一
保發器物人

コトハ從來坊間ニ販賣スル所ノ品ト
ハ大ニ異レリ
●本品ハ製造元特約ニシテ直輸入ナレ
バ隨テ原價モ廉ク且ツ薄利ヲ以ア販
賣スレバ香料ノ可否量目ノ輕重御比
較アランヲ
●前陳ノ如ク現品月鑑ノ差アレバ(モ
スクノール)金猫印)並ニ(宮野
入)ノ二點ニ能ク御注目アランヲ
日本直輸入元 宮野入藥舗
●全國一手販賣元 田中花王堂
東京横山町二丁目化粧品問屋
東京神田花房町
●御賣質
小間物卸商組合御中
大販賣

An illustration of a woman's face with a large, expressive eye. A stone lizard is perched on her cheek. The scene is set against a background of stars.

五打以上	一打三付金一圓八錢
十打以上	全金一圓五錢
三十打以上	全金一圓
富分之内一打ニ付フヲフ一枚宛進呈	全金一圓
五打以上涉注文ナレバ一回限り引札 千枚并ニ小包料弊店ニテ負擔仕候	一打三付金一圓八錢
二十打以上涉注文ナレバ一回限り 麗ナル木看板一枚進呈ス	一打三付金一圓八錢
美	一打三付金一圓八錢

發賣元
大坂
南人
裏寺町
自
清開花堂

一手發賣元 岳陽堂 平尾贊平

第十五期

餘
異

◎三局の調べ 東京 竹仙 担
これが實説で御坐へ立して、皆さんも居存しの間
古九年十月 日本橋區小網町の粗塗筋に陰謀露頭
いたしまして、數多の警察官と密戰いたしました
十三名の暴徒の中へ、會津藩の松木正直と云ふ人
れ、辛くも其場をのがれて行術知らずと相成りました
たが、此人浅草駒形邊に住んで居まつたので、其
前にても己の家へ立寄る事もあらんかど、日々威
厳重に見張り附けられましたが、一向歸宅といな
様子も見へません、ソコで妻の奸通を警視第三
局へ引致に相成り、其頃は三局が刑事の掛りであ
りました。良夫の行術を監今と組聞いたされま
たが、只存じませぬ知りませぬと云つて、どう
とも口が開きません、係官も女ともへば威し
とぞりました。良夫の行術を監今と組
は、此方於ても云はせるやうにして云はせる
が身の眞實、前方を抽出してお質な
る身の行動、動ひぞ云ふ字に二ヶ所
「コレ、其方は此所を伺と心得る。浮瑞瑠奈
居てする景清の妻阿古屋のやうな事をアサナ
イ差しは阿古屋のやうな事をアサヘ思ひ
セシテこれへ云ふ事だ」ハイ此處三局(三
曲)で御坐ひますから

真裏になつて軒端櫓つて居りますゆゑツイヽト
もせんでも重々箱み相済みせん「夫ひさうと
父や母親は達者か「へイ有がたう御坐います、モ
ク両親とも五体はさゝせんが御陰様でいつも飯
食道具に暮して居ります「飯を食ふの當然ぢや
アないか「イ、エ飯食道具どハ茶碗と家内椀膳と
云ふ事です

相州厚木
蝶
走

貢店

廣學編



定價一標指鏡一無變一卷之七十七

東京日本橋區
横山町二丁目

本會社に於て多年苦心の末好結果を奏したる精功の奇品にして空目鮮明一見眞珊瑚と識別に難からむる程高尚優美の品に候得ば從來無地東玉同様陸續御用向ぎの程偏に奉願候

發 賣 元 謹 白

江川商塵賣品廣告

龍甲珊瑚珠時繪物推朱彫各種
舶來最上黑茶本ゴム櫛各種
由來最上人告ゴム無地簪甲ばらぶ各種

▲武富商工局長の演説
室に於て開かれたる全國商業會議所聯合會の講演
別項記載の如くなるが同日武富商工局長は起
て一場の演説をなせり其大要は左の如し
日本へ面積狭く農を以て國を立ること畢竟なし
寧ろ商業を以て國を立てるを得策なりとす而し
て今日の現況は商業より農業の方途に發達
せらるるも農業は土地に限りあり將來の進歩
を策せんと欲せば大に力を商工業に入れざるべ
からず彼の商業學校若く工業學校等を盛んに
して商工業者を養成する方法は一にして足ら
ずと雖ど之を政府の手に於てなさんよりは民
間有力者に於て之を獎勵せん方適に優れり
とて外國の例證を舉示し最後に左の注文となせり
第一荷造の難しさ事は常に外國の笑を招けり全
國にて一ヶ年に產する米を假りに四千萬石とな
し荷造の難しさ爲め逐漸に際し販路する高百分
率を實に四十萬石失ひ之を一万石の代價とする
諸君の十分に研究すべき事なら第二品物の不卸
即ち芻糧のみにて數十種の多きに及べり種類
の異なる運送或いは佳良なるあり或いは惡なる
工業に關する學校は九ヶ所内外あれど中には就
て實際効力あると思すべし僅に三十ヶ所に
過ぎず是決して商工業者養成の道に於て十分な
力を發揮しむる方法の如き亦諸君の研究すべき問
題なり云々

▲銀行株式實況 航業銀行株式の中込ハ意

と値して右問題を決定せんとす又株式確定の期

一日も早く之を決せざる時ハ返付すべし額金に

對する利子ハ申込人の損失に期するより殆んど微

夜の勢にて其職に當り理く本月二十七日頃迄

貴せざり事實の銀輪者か銀價の平定を示さん

▲物價騰貴の原因 ト近刊の佛國經濟誌ハ我が邦

の經濟事情を評して曰く日本に於て從來物價の騰

貴せざり事實の銀輪者か銀價の平定を示さん

▲物價騰貴

我が事業と外務省、近畿沿岸其他本國等にて
我國の労働者を排斥するの魔漸々に大に加へ
に過般來布哇に於て我移民の上陸を拒絶する事
後三回の多さに及びしより我國移民事業の前途
何を氣遣ひ折角に發起したる事業を中心せんとす
るものゝあるも今外務省の移民事業に對する如
來の方針と聞くに今後へ移民の爲め双方の感想
損じ其結果實業上迄影響を及ぼす虞ある諸問題
例せば米國及び深洲等に成るべく移民の渡航せ
見合へさし同時に我移民を親迎する其西古谷
伯刺西爾の兩國にハ務りて多數の移民を渡航せ
しめ以て相互の利益を企圖する決心の由にて兩國
ども熱心に我移民の來住を希望し就中伯刺西爾政
府の如きハ我移民に限り如何なる便益にて與
べしと申出せ居る位にて其實行の際は意外の好
結果を得べしと云ふ而して政府に於て移民事業
對する方針を確立し出来得る限り獎勵の方法を講
ずると共に移民會社の悪弊を矯正するにあらざれ
バ到底充分に目的を果す能はざるを以て之に必要
なる法律の改正案を次第の議會に提出し且つ移民
の利益を保護する爲め此の事業に對する取締をよ
從來に比して一層嚴重にする筈なりとへり

▲地方視學談　　去る教育家の地方視學を評して
言へるあり曰く視學機關の必要なると言ふと須ひ
す然れ共教育社會の希望せる所謂視學機關は決し
て今回新設の如き者にわらずさく少くも上下聯
貫して一定の教育方針を遂行する者こそ必要なれ
今回設置の地方視學の性質を考ふるに夫の郡視學
に對して聊かも相聯貫する所ありと云はえず地方
視學は縣に屬する一官吏にして郡視學は言ふ迄
なく一郡の属吏たり斯れべ其名目よりして郡視學
は地方視學の下に在る如き其地位は個人對等にて
して彼れ此を督するにあらず此れ彼に服するに
もあらず且つ其職務の如きも地方視學と郡視學と
の關係に就きては當局者も實は一向別らぬ様にて
故に名は地方視學の新設と謂ふども其實は郡
視學の増員に過ぎざる感なきにあらず此兩視學間
の關係に就きては當局者も實は一向別らぬ様にて
安慶局長はナニ二關係と言ても別に關係がない

でもないが法規に在る通りの職分を盡す大だよ
まし居らるゝ由なれと斯くして祝學機關補助の實
績を美し得べしとは思はれず第一に地方祝學其
は多少資格ある者より選任する由なれと到底此は
駄目ならと知るべし止むなしは郡祝學中より選任
すべきれども左なきだに地方祝學を以て劣等なる
地位として之に服するを不快とし居る郡祝學達は
無論己の頭上に郡祝學上よりの者を戴く能は
るべし加之之彼とこれとの職務位地互に相若ける
以上は他日必ずや一と制し一と揚ぐる必要起り
遂には郡祝學廢止の必要を見んこと言ふ迄もなし
左すれば祝學機關を脅威せんと欲して却て之を擴
小したる者と謂はざるを得ず是れ決して杞人の憂
にあらざるなり

祝學機關の統一なきは今日何より憂ふべき事たり
郡祝學の現状を見るに彼等は己のが實見を以て發
育改善の策を講じ此をば縣官に提出して其實行を
促すあるに如何せん縣に祝學の機關なし故に此等
の建議書は空しく塵埃中に埋没して復半文の價ある
るなし郡祝學第一の不平は實に是なり知らべし
今地方祝學を新設するものと統督すべ機闇なく
にあらざるなり

文部省參事官が時々祝學の爲めとて出張するこ
となきにあらざるもの而かも祝學專門の機關なく上
下聯貫して督學する者なきが故に夫の實業教育の
如きもドワや面白からぬ風説はのめり立つと聞
けり實業教育國庫補助法成りて實業教育の評議最
も高きに乘じ或地方は之を以て其地工業の吹聴を
なさんとして置く實業學校を設立し以て教官一生
徒々規摸の盛を優勝して國庫補助を請願したる坏
わり當時尤も評判善からし多治見工業學校が幾何
ならずして其國庫補助を中止せられたるも畢竟文
部に祝學の機關なく見すゝ有益の施設を誤りた
るに由らずんばあらすとするに祝學其當を得ずん
は折角の實業教育國庫補助も恐らく豫期の結果を
收むる能はず且此が爲に地方一般の祝學機關とし
て以前より更に一層の荒廃を來さしらん云々を

明治十五年五月十日

▲京城商況 朝鮮京城本年二月中の商況として本邦例年より其筋に送したる報告「左の如し」本月當地商況ハ例年不景氣を極むるものにして陰曆正月の準備も終はり各河川へ鹽く結氷し沿海航行も危険なる上寒威猛烈到底往來に堪へざるが爲め諸商賈ハ殆んど休業同様の姿を示せり但中旬以後ハ寒威も左の人々甚だしからず月下旬に入りてハ淡江の渡洋舟楫も用ひる等旁々以て動き易く利る。昨年の豐穫の餘澤今日尚ほ地方農民の懷中温かなる故に田舎行へ凡て悪しからず來月に入りなば一段面白き商況を見るならんと各商待捕へ居るもの如し支那商賈ハ昨年中ハ其數も左程多からざりしが本年に入りてハ寒沢の時節未だ以て自由に商業に從事し能はざるに關せず黄海初航の後毎船續々入港者増加し而して此等商人へ多く當地に滞在せん地方へ向げ商せる者にして四五月の交當國屈指の商賈時に至れば渠等の運動如何なるへさう最も本邦商人の注意すべき所なりと云々

▲帝國京都博物館 去一日より開いたる同館内列品の概況ハ南部最上位の室にて御物及御冠翰と莊重に展列安置し在り繪畫部ハ惟哉陳列室の餘りに廣からざる爲め僅に寄託品の幾分とのみ展列されども大幅物几百餘點何れも東洋美術の精粹にして就中釋迦金棺出現國の天平書とも思しく觀

經大曼荼羅ハ春日基光透と思はる吳道子筆釋迦三尊、陸信筆石大將頼朝及び參議先能肖像、傳唐宋業文殊普賢双幅、元の李成筆龍華繪圖、傳道玄准后劉宋開闢天、惠心僧都筆山越佛陀、會理僧都筆開闢天、牧深筆觀音龍虎三幅、石恪筆二祖禪心圖及禪學首領等の中景優等なり又古文書類に豈太史部尚書院筆真報記、梁の周野王筆五言詩等亦代生幼等の書體其他慈願、定家、空海の眞跡及び唐吏部尚書院筆真報記、梁の周野王筆五言詩等亦代所造製鐵石舍永安町場揚昇込京東

禁を解けて飲酒其腰手に任すも今へ再び大酒を爲さざること諒合ならず是れ端興に行はれたる法にて靈園にも近頃聞々此法を行ふものあり皆好結果を見る

▲京城商況 朝鮮京城本年二月中の商況として本邦例年より其筋に送したる報告「左の如し」本月當地商況ハ例年不景氣を極むるものにして陰曆正月の準備も終はり各河川へ鹽く結氷し沿海航行も危険なる上寒威猛烈到底往來に堪へざるが爲め諸商賈ハ殆んど休業同様の姿を示せり但中旬以後ハ寒威も左の人々甚だしからず月下旬に入りてハ淡江の渡洋舟楫も用ひる等旁々以て動き易く利る。昨年の豐穫の餘澤今日尚ほ地方農民の懷

中温かなる故に田舎行へ凡て悪しからず來月に入りなば一段面白き商況を見るならんと各商待捕へ居るもの如し支那商賈ハ昨年中ハ其數も左程多からざりしが本年に入りてハ寒沢の時節未だ以て自由に商業に從事し能はざるに關せず黄海初航の後毎船續々入港者増加し而して此等商人へ多く当地に滞在せん地方へ向げ商せる者にして四五月の交當國屈指の商賈時に至れば渠等の運動如何なるへさう最も本邦商人の注意すべき所なりと云々

▲帝國京都博物館 去一日より開いたる同館内列品の概況ハ南部最上位の室にて御物及御冠翰と莊重に展列安置し在り繪畫部ハ惟哉陳列室の餘りに廣からざる爲め僅に寄託品の幾分とのみ展列されども大幅物几百餘點何れも東洋美術の精粹にして就中釋迦金棺出現國の天平書とも思しく觀

禁を解けて飲酒其腰手に任すも今へ再び大酒を

爲さざること諒合ならず是れ端興に行はれたる法にて靈園にも近頃聞々此法を行ふものあり皆好結果を見る

刺繡織物等の器具より高臺寺の椅子觀修寺の織曼茶羅、神護寺の涅槃像等皆境内の儀物ならざるハなし彌刻部にて正面入口の廣間に彌作清盛肖像、運慶法服の自作肖像及び聖像文殊、婆羅仙人等あり其奥の中央廣間に九品阿彌陀佛、天平彌刻の吉祥天等からて上方奈良朝時代より下の徳川初期に至る彌刻技術の進歩を示すを得し

名産

大磯 さゝれ石御菓子

販賣 東京銀座三丁目廿三番地

中川商店 龍

館

良品

告

廣

本甲臺蒼繪彌刻揃物櫛筭

惣張臺黑唐代生地繪金地

高評漣彌揃物櫛筭中差

高評漣彌揃物櫛筭兩天一貫

新形朱推朱政子・政子鬢

各種共柳鬢糸政子形鈎形

上等玉入簪向差長房付簪

丸見星善兵衛

善

小間物問屋

東京市日本橋區橋町四丁目

電話五百四十八番

告

廣

美術彌繪高尙優美

高尙優美

高評漣彌揃物櫛筭兩天一貫

新形朱推朱政子・政子鬢

各種共柳鬢糸政子形鈎形

上等玉入簪向差長房付簪

丸見星善兵衛

善

小間物問屋

東京市日本橋區橋町四丁目

電話五百四十八番

告

廣

安永告

製造法ハ

種谷

無限責任

品質の保証

一大改良



所造製鐵石舍永安町場揚昇込京東

本編合説書

▲組合員轉居　今般都合により轉居せし旨届
かし人名左の如し
日本新嘉久次郎前三十五番地、轉居
門司市西町十六番地、轉居
萩野勝之助君
▲組合員離業　本組合員たりし後草區下平右町
門町阿部四郎君、今般都合により廢業としてし
付隨て組合を退去する旨届出ありたり
▲廿五年完事原價出品受貰者　譲り京都廿五
五年記念博覽會へ出品中本組合員の受賞を得たる
ハ左の如くなりと大も御開き渡したる人名、ある
べく又其物品とも詳らかならざれと开いて御取扱
べの上次第の紙上に再記すべし

此種大作の商品は獨創なる技術者のみに特有可らずして我高麗茶は自家品位の上より一種國象に對する美點として熱心之を帮助せらる可らず其之を爲せば各富豪家等たるもの單獨或は合組して出資して技術者に充分の手腕發揮ひ一品數萬金に値する如き各器を作らしむるにむし甚だ空想の如くならずも富豪家等が敷奇の別邸を修築し或は淫佚なる遊樂の爲め浪費する金を以上の如き有益なる事業に利用すれば名器は自家の手中に歸し何時迄も家業と飾るに足り別に高雅なる趣味を掬するるを得べし否らざれど折角の好機會を逸せしむるのみならず我が國の面目にも關する次第なれば大陸總裁は其邊に深く懸念する所ありしも之を公表するの暇と用さりしとして道回京都行用務と著し諸京大弟全國の富豪家等招待して一堂に相會し胸襟を披き以て大に鬱勃する所あるべしと云ふ

八王子火災捐義者報告

左に列記する諸氏は孰れも當時の實業界中に於て其名聲威望ある者なり。人所共知る如其熱誠と誠実の如きは、印刷業者を益する所多く、貢献せらるしのみならず。殊に金澤市同業會會員の如きが、北洋鐵道社頭兩所佐七氏及び肥前國伊萬里岩村卯助氏の如様頗る有力なる諸氏、さへ此貢献を受けるに至りしは、弊組合一同商報の大に名譽を有する所なる。依て茲に貴名を列記して聊^シ其厚意を深謝す。

北海道札幌市　南都佐七君
鹿児島県真里川町　岩村卯助君
京都府五條通之間町　安堺君
羽前國山形市　松葉屋喜平君
同　所　鈴木利三郎君
岩代國坂下　浪丸扇庄藏君
武州柳町　岸田屋時次郎君
名古屋市玉屋町　金澤市同盟會會長　大郎兵衛君
河合榮治郎君
島田庄兵衛君
野田末治郎君
中野目喜三郎君
笠間榮太郎君
中島喜三郎君
能崎與兵衛君
宮市三郎君
中島太兵衛君
森盛右衛門君
鳴谷佐兵衛君
老子庄右衛門君
酒井印作君
森盛右衛門君
鳴谷佐兵衛君
老子庄右衛門君

東京職業造業組合 芝浦布西製鐵小賣團合 赤松則義君
東京時計工業組合 東京地本財團製業組合
東京金屬玩具製造業組合 東京石工組合
東京更紗染業組合 東京橋西洋洗濯業組合
日本橋區大工職有志團 東京版木工組合
日本橋區大工職有志團 東京版木工組合
右常務者一同出席の上諸會員は午後六時散會し委員三十名は別席に於て協議會を開き種々打合せを終爲したる後更に日を下して第二回委員會を開く事とし午後九時頃散會した
●福嶋荒物小間物組合 同組合にては去十七日午後四時より同地俱樂部に會合諸事協議の末協議員十名と擇舉したるに本田鶴吉 渡又兵衛 三瓶清吉 津田治郎 兵衛 金澤彌平 金澤彌五 兵衛、齋藤彦太郎 手代木幸三郎 太田兼吉 佐久間撰之助の諸氏當選せしを以て翌翌十八日の夜正副組長及び出納係と互換せしに組長に本田鶴吉氏、副組長に三瓶清吉氏 出納係に齋藤彦太郎氏當選し之れも承諾既往したりと云ふ
●營業税と玉屋商業 稲玉課の地方稅稅率は他地方に比較して重きのみならず營業稅徵收り結果地方稅に不足を來し勢ひ稅率を高めるか否かハ附加稅を十分に賦課せざるべからざるの状況あるより營業者は大いに憂ひ畢竟此の如きに至りたるは調査の不履行に原因せりとて一同結成し此程より之が運動に着手し一面は關知事に請願し一面ハ臨時議會に建議せんとするに至りしなりと云ふ
●出品品運賃割引 九月一日より神戸に開設す水產博覽會へ出品する者に所轄埠頭及び埠頭役所等へ向ひ請求するとさへ會場迄の船車費一割引の運賃を付與する者なり

都ぬか百猫磨業務謹渡二就

御得意諸君へ謹告

時下薄暮之候在仰清造珍重之至三存上候致ア從來弊店發賣ノ都ぬか百
猫磨業務諸君々難量之引立ニ依リ日增ニ隆盛ニ走き奉事鳴謝候然ル
ニ近來取扱形ノ増加致シ候處凡來弊店ノ繁業ノ事故自然也注文ノ廣
需ニ手頭リ兼候現有之候ニ付今回製成之公馬喰町一丁目萬屋金五郎

邸ノ業務謹渡候ニ付向後同店ニ於テ發賣仕候間何本弊店ニ強益引立

之要依テ奉願上候白

東京馬喰町一丁目萬屋金五郎

河部參四郎

進歩賞

凌駕來品ヲ

永ク佳香保ラ

向す白瀬

薔薇香小瓶ナシス入

キリン香持用

香水

一の分六十形全

新感

發賣店元

美術金表

此玉手箱石箱

船中には勿以て

打取區有之者

程なく入来る梶原平三太紋の肩いかつかまし、
景是の、大江戸町役院にない。後妻重貴、忍能
に存し由すと廣元が前へ座を占むる間に、陳ふし
前め、如何時計のいへ此方より先づ多羅院の御本
訪浮用の前、何事で移るの、左近、其事別儀
でも浮城殿、如何時計下伏れば昨夜君谷の結城殿
下館へ多勢の曲者押入つて、誰ぞいゝ愛姫を勾引
したと、甚子じて評判若し其事が實なれど、拙者も少
見舞申申さうと家來の者に申付け事の實否とな
した所等にて、以ての外在怪子萬何か拙者が結城殿
の愛娘姫友殿の傷につて結城殿と難辨に及び、昨
夜人知れず、駄糞と呼んで其館に亂入したもので、曲
者は即ち、ち候原だと承らぬい取沙汰結城殿内、
に於て拙者心懐恨と含む者が居らず、お口さがない
事の噂も承取上ぐるに及ばず、市に三虎の結婚
もあり、自然お耳へ透入つた時若しや左様かと思ひ
ねて、其は迷惑に存する故、頃かじり承、氣を願
ふ爲わざ、お尋ね申して坐るに已れに暗に節
われ言際、ながらの人に出る極へばるゝ身とも
知らず人と、思にせし面が、立ち惜も惜しそ思ひ承
がらず、左から右の大江戸元片類は、荒唐無稽の事
つゝ、扱へ其事で、わせられたか成程、結城殿下館へ狼
藉者、歸入の、むち云々訴へに依つて承知したが夫
に、梶原公、驚起とならず、是ナニヤ、聞かいでな自
体拙者と結婚風と、無二の友垣互ひに親しく表へ
るを見て、折みと抱く似而非大名相へ下館共
が兩家の、中を割かうとして、根もなし事と罵遣り攻



大統領に反省を求む

所へ外務大臣兩大臣へ向け本邦銀貨と當分の間存在
朝鮮釜山日本商業會議所建議書提出を決した
朝鮮釜山日本商業會議所建議書提出を決した
去る廿七年八月朝鮮國政府發行の新式貨幣發行條
例によりて定めた同國の本位貨幣(五圓)へ我一
圓銀貨と置き品位同一にして形態も亦殆んど相同
し然るに同條例趣旨以來其錢造極て少く故に右本
位貨幣の現存するもの甚だ僅少なるより一般朝
人の勿論其政府於ても我銀幣を信用するの厚き
御國税及び他の租稅の如き皆我一圓銀貨を以て上
納すること未從て此圓銀貨と交換し得べき紙幣も
同様に流通し不便利なる韓錢の流通を減するに至
り是れ我々商人にハ非常の便宜を得たる事なり然
るに我邦貨幣制度改革の爲め向後數年を出でしす
て圓銀貨に之と交換し得べき紙幣を廢止するに至
らば上來既得の便宜忽ち地と替へ再び彼の不便利
なる朝錢と用ふるとぞ爲り我々居留商人ハ勿論朝
鮮政府及び一般人民も莫大なる不便を蒙るに至る
べし之に因て從來既得の便宜を将来に保持せん爲
め左の三項を實行する事
第一、我貨幣制度改革に係ラ當分の間在我朝鮮
日本本居留地に限り地方貨幣として一圓銀貨の通
用を許す事
第二、在朝鮮日本居留地の我銀行をして相當の
準備を置き一圓銀貨と交換し得べき無記名式一
覽換手形の發行を許す事
第三、右手形の種類ハ一圓、五圓、十圓、二十
圓の四種と爲す事
抑し朝鮮貿易ハ特別の方法を要し且つ純然たる銀
貨國なれば深く國內の事情を洞察し前二項を實行
するに於てハ我々居留商人及び朝鮮一般の既得の
便宜を失ふることなく内外人共に彼の不便利なる朝
錢を用ひず貿易上の便宜を得べし
本年三月法律第三十八號を以て公布せられたる臺

銀行法に據るも内地と其趣を異にし其第八條に於て無記名一覽拂の形態を發行することを准せしめたり故に在朝鮮我居留民に於ても前三項の實行を許されたじと云ふにあり

●外資輸入と金融　世人へ外資輸入せらるべに直に金利低落するもの、如く思惟する事實へ却て反対の現象を呈するやも知れずと云ふものあり。其説曰く本年に於ける清國より收容する債金凡そ五千萬圓及び夫の政府が日本銀行の手を以てサニエル商會に賣約賃ひたる公債三千五百萬圓都計算八千五百萬圓と假定し内軍艦製造其他にて海外へ支拂ふ可き額凡六千萬圓を引去り殘額二千五百萬圓は我國庫に入るべし然れども此等は財政計畫に出でたるものなるを以て直に資本として市場に融通せらるゝものにあらず政府へ軍事委託其他の諸工事に隨時支拂ふものにして多くハ中等以下に分類されるものなるを以て此等の貨幣が資本家に繩められ再轉して銀行者の手に歸するに數月若しくハ期年を経ざる可からず去れば金融を被和せしむるに至る迄にハ容易にあらざるべ否却て中以下多數人民が購買力増進の結果として物價の勢ひ過度すべし物價騰貴すなれば商業家へ其割合に資本を需用する事多きを加ふ斯る場合にハ即ち金融の業忙加はるに由り金利ハ騰貴せざるを得ず外資輸入せられて金利の低落を來すハ畢竟我資本家が從來所有する所の諸公債へ外國市場に賣却其得たる金を資本として市場に放下する場合か或ひ外債を以て軍事公債の消却に充てたる場合にあらざれば望ひべからず一概に外資輸入を以て我經濟界を忽ち潤澤ならしめ低利の資以て事業を興すべしと空想するは大早計の致しきものなり云々と

●商品標本購入申込　在新嘉坡和尚頭商事フローリー氏は同地の我帝國領事館にて開局の商品標本に依り同一の標本數品注文致度旨願田頭商事へ依頼したる趣にて同該事の報告を總へ農商務名商工局長日本橋貿易會會所へ向れ其旨を通知せり

約特販賣店

信州福島郡今々原町
州島幌延村柳原町
舞橋十郎南四山町
本木丁一郎町擴川岸丁
町日目篠橋三町場丁
西三丁目

A circular seal with a decorative floral or leafy border. Inside the border, the words "SANLARE" and "MAINTENANCE" are stacked vertically, with "TRADE" written horizontally across the middle. Below this, the word "MARK" is written vertically.

クレード & C[°] CHICAGO
ライル・ハム・氏の方割にして當野シカゴ府に於て非常の名聲
を博す紳士。婦人社會に賞賛せられたる良品なるを以て道頓
堀に日本一手特約を結び、沿々販賣す。其の販売上有効なるは既
く左の諸大家の信認と証明により敢て略々を要せず。

ムニヤゲ 田舎家 はみかき 定價 三錢
十五錢
米開ハム・クレード 大里 諸君 諸君 素士
日本 諸君 試驗 云 良 益田 康岱 先生 御信認
東京 藤塚店 営業 四益 売主 ハーフドール先生 御証明
英東京 藤塚店 営業 四益 売主 ハーフドール先生 御証明

安藤井筒販賣堂

東京 日本
山名町
新川
相模町
四丁目
小間物
問屋
電話
花屋
八井

小間物
丸見 善

問屋
自花電話
四四八八
松田

珠	特許人	人造珊瑚珠

日歐問直接貿易所見

駐在帝國名譽領事マーチン・オーバーリー氏より昭三十九年十一月四日及同十二月八日附を以て其

簡への報告「左の如し」

直接貿易ノ據張ヲ圖ルニ十分ノ力ナ致サン。スル日本國イ希望ヲ知悉シ且ツ年來數種ノ貨物ニ對シ此目的ヲ助成シテ多少ノ功ナ奏シタル。グ際偶々漢堡ノ通商セシ時學士美濃部氏ニ會談セシ以來一層深ノ將來ニ於ケル該貿易ノ堅要ヲ認メリ茲シ同氏ハ本件ニ關シ十分ニ報告セラル。

事理ノ誤認ヨリ該計畫ノ遅延若クハ全然棄却セラレント恐レ茲ニ採用セラルヘキ方針ノ要點ヲ指示スヘシ。幸ニ日本國ニ於ケル製造家並ニ商業家ノ認容セリ。レ雲々其實行ナ得テ克ク擇期ノ效

果ヲ收メシ。テ實費ノ割合ヲ以テ至當ナル手數料ヲ得ハ貨物ノ何タルニ拘ラズ單ニ日本國製造家並ニ商業家ニ限リ取引スル輸出入部ヲ設立スル

若シ余ニシテ實費ノ割合ヲ以テ至當ナル手數料ヲ得ハ貨物ノ何タルニ拘ラズ單ニ日本國製造家並ニ商業家ニ限リ取引スル輸出入部ヲ設立スル

コトヲ爭踏ス。ヘシ今當地ノ商店カ其用役ニ對シ外國商家ヨリ受領スル手數料重要品ハ二分五厘、其他ハ五分トス。此割合ハ日本商家カ余ノ提出スル勞役ニ附ニ三十十分ナル。而初ハ

ハ恐クハ余ニ損失アルヘント雖ナ。若シ該計畫ニシテ商務局ノ補贊アルニ於テハ余ハ猶未進ミア。其事ニ當ルベシ。

該計畫ニ關聯シテ余カ提出セント欲スルモノハ日本輸出商ニハ當地ニテ販賣シタル貨物ニ對シ

日本國ノ商業家ニシテ直貿易ニ從事シ居ル日本商人ノ重要ナル補

助者タルヘド位置ナ得シ。シモコト是レナリ。

獨逸國ニ對シ常ニ新貨物ノ新需要ナ。促シ同時ニキノ陳列所ナ設立シテ該事業ニ附屬セシムル

コトニ亦必要ナルヘシ。

日本國ノ商業家並ニ製造家ニシテ直貿易ニ從事スル者増加スルトキハ々々之ト直接ノ通信ナ爲スコト固ヨリ至難ナルヘク且ツ其多數ノ日本國

太西洋ノ彼岸ヨリ常ニ當港ニ來着スル過多賄賣者ナ。其ノ本件ノ彼岸ヨリ常ニ當港ニ來着スル過多賄賣者ナ。其ノ本件ノ彼岸ヨリ常ニ當港ニ來着スル過多賄賣者ナ。

日本國ノ商業家並ニ製造家ニシテ直貿易ニ從事スル者増加スルトキハ々々之ト直接ノ通信ナ爲スコト固ヨリ至難ナルヘク且ツ其多數ノ日本國

簡ノ會社ト取引スル外ナシ而シテ此會社タル其管轄ノ下ニ直貿易ナ。據張スルノ目的ナ。以テ設立スルモノニシテ何人モ此會社ノ手ヲ經テ便益ナ。享ノア掛ヘシ蓋シ該案ニ加入スル輸出商人ハ其員數多キナ。加ルニ隨ヒ益々利潤ナ。增サシ何ル日本國ノ漢堡ニ對スルノ注文多クレハ隨ナ。其貨物ナ廉價ニ勝フ。チ傳ヘク又輸出者ハ其商品ナ不景氣ノ地ニ於テ販賣セシム。得サルカ。猶メ要ナ。ク且ツ之ニ由リテ輸出者相互間ノ競争ナ。弊避ケルヲ得ハケレハナリ。究モ多數ノ購買者カ一時ニ買入ナ。依頼スル時ニ廉價ナ。以テ其注文ニ應スル所得ルカ。如ク成ルベク多數ノ輸出商積ニシテ一手ニ委託セラ。ト。時ニ日本ニ於ケル取扱ナ。簡易ニシテ運送ノ為ハ輸入商店間ノ競争ナ。絶ソカ故ニ其物品ナ賣捌クニ於テ好價ヲ要求スル。

商店ヨリモ利益更ニ多カ。ヘシ此利益ナ。以テ該若シ富裕且ツ有力ナル人物相圖リ多數ノ商店ノ為ノニ。會社ナ設立スル。於テハ財政上單獨ノ營業ノ雜費ナ。充ツルニ足。ヘク營業費用並ニ投

入資本ニ對スル相當ノ利息ナ。得ルコト甚少。財政トシニヨリ以上ノ利潤ナ。企圖スルコトナク事ヲ節約ナ。主トシダ浪费ア。省コト於テハ特ニ然リト。若シ斯ノ如き趣旨ナ。以テ基礎ト爲ス時ハ日本人ハ孰モ直貿易ニ依リテ物品ナ廉價ニ買ヒ。且ツ自ブ外國

市場ニ其生産物ナ發送シテ高價ニ賣ルコトナ得。市場ノ運送費ナ。又其輸入商ニハ當地製造家ノ購入ナ。請負ハシメシ。ノハ同社ノタメ莫大ナル補助タルヘシ。會社ハ唯タ手數料ナ。以テ滿足スルノ契約ナ。確守シ且ツ歐洲製造家ヨリ既得シタル若クハ將來得ヘキ一切ノ割引タモ記入シタル賣渡

政府於テモ亦該會社ヲシテ其要スル所ノ物品證書ヲ提供スヘク而シテ余ハ當地ニ於ケル同社ニ附屬スル役員ノ指揮ヲ受ケテ購入シ又單ニ

羽二重並ニ手巾ノ如。主要品ノ輸出益々增加ス。ヘキハ明瞭ニシテ新約束施ノ曉ニ至ラ。ハ更ニ行スルニ止ルモノトスヘシ。

更ニ今余ノ提議ヲ明晰ナラシムルタメ茲ニ該業務ノ一例トシ。紺物、糸、買ノ模様ナ。叙述セシ

羽二重並ニ手巾ノ如。主要品ノ輸出益々增加ス。ヘキハ明瞭ニシテ新約束施ノ曉ニ至ラ。ハ更ニ行スルニ止ルモノトスヘシ。

日本本社ノ社員傳達シテ日本官廳ノ命令ヲ執

日本本社ノ社員傳達シテ日本官廳ノ命令ヲ執

日本本社ノ社員傳達シテ日本官廳ノ命令ヲ執

製造發賣

東京市日本橋區一丁目

東京莊園堂齊藤泰助

鹿印煉齒磨

良質佳味ニ
最效能アリ
爽快ナルハ
本品ノ特色ナリ

發賣元 花王石鹼本鋪 長瀬富郎

天下無比衛生的顏料優等化粧品
芳香馥郁白美艷麗頗有効靈妙奇劑



煤白粉
金六
金十
金廿
金五十
金一百

花王石鹼

花王石鹼

花王石鹼

帝國醫科大學

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

及ハス余ノ之ナ自由ニ施ノ國ヘモ賣渡スラ得シ
假合ハ試ニ五百段以テ事ナ創シシ其之
シテ大ニ二日本製事業ヲ助長スルニ至ルヘキ
余ノ信シテ疑ハサル所ナリ
製造家ヘ支拂ヲ受クケン多量ノ貨物ヲ輸入ス
ル記ニサルヘ論チ埃及タスト雖モ其委託スル會社
ヨリ相當ノ手数料得ハシテ清算スヘシ會社ハ
當初其支出セシ手数料金ニ對スル急患等ノタメ
減額スルコトアルモ損失ヲ招クコトナカル
シ蓋シ在獨逸三ノ商店ニ於テ右等貨物ヲ賣出ス
ク時ハ源ク他ニ競争者ノ注意ナシキ其結果ドン
テ日本へ直接ニ信用手形等ヲ以テ現金ニ拂ノ津
文モ多々出ツヘク隨テ至難ナル直貿易ノ端緒ス
ル
日本國所有商業中心地ニ出張店ヲ有スル會社
ノ設立ニ關シ且ツ余ラシテ右會社ノ代表者ヲク
シムルニ就キテハ多少ノ困難モアレハント雖
是レ競争ヲ排除シ能ハサルモノトモ思ハシケ
日本輸出入商ノ利益ノ爲又適當ノ指導ヲ望ム
人々ニ對シ貿易ヲ開始シ擴張スル一定ノ方針
ヲ得ルモノトセハ右等困難モ意トスル足フ
ル
信フヘ大買巨商ハ能ク其目的達スルノ方法即
何ナ知ルヘント雖モ細小舖ノ多數ハ會社ノ
助アフルニアラザレハ依然然來ノ如キ小規模ニ安
スルノ外カヘルヘキノミ以上十一月四日附
高等商工會議大會ニ關スル本年十月十四日「
ヤハシクヰクリメール」新聞ノ所謂「大ニ
外國人之注意ヲ惹キテハ、主に該事務所ナ
外國實業場所ニ就キテ、其事務所ナ
甚多ノ障礙ヲ明瞭ニ解説セシカタム余ハ敢
實驗上ヨリ右ニ開示スル私見テ吐露セントス
前取引ニ付シテ、其事務所ナ
途ニ横ニ陸橋ヲ舉クレハ左ノ如シ
第一 日本商人ノ多數ハ歐洲商業上ノ慣習ヲ
熟知セアルコト
第二 直接貿易ノ夥多ノ利益を得ヘシト爲シ
從テ外國商人ハ手手經テ購入スルモノヨリ
往々高價ヲ要求スル等ノ謀計アルコト
第三 法文ニ應ニ其執行上注意ノ不十分ナ
ルコト
第四 大低ノ場合ニ生スル時間ノ損失アルモ
外國商人ハ如何ナル商業上ノ申込ニモ直ニ
從事ス
第五 欧洲ノ市價ニ附キ直接報道ノ不十分ナ
ルコト

〔了得ルハ容易ナラサルヘントノ理由ヲ以テノ
故等ハ大抵直接取引ヲ拒ムト
右ノ諸點ハ共ニ事實上直接貿易ノ障害タルモノ
ナリ而シテ之ノ障害スルハ慾想セシヨリモ容ニ
曉ニハ外國貿易ノ若シク膨脹ズヘキハ余ノ豫メ
推測スル所ナリ
直接外國貿易ヲ營マント欲スル製造家及商人ハ
互ニ團結シテ該貿易ノ管理ヲ委任セル一會社ナ
創設スヘシ其支配人及役員ニハ外國貿易ノ慣習モ
ニ據闇シ且ツ其外凡テ主要ナル取引物品ニ附モ
多少地圖ノ豫測ヲ有スル人間中ヨリ搜査スルトセ
實地事務上獨り十分ノ保證ヲフルノ
ナラズ猶日「日本商人ニ對スル不當用」下ノ最良
肝要ナル點ヲ取除ク從テ如何「正當ナル要求ヲ
爲スモ到底辨價ナ得ストノ疑惧心ヲモ直ニ排斥
スルヲ得ベシ
領事報告及特派委員報告ノ外國貿易ニ關スル統
計及重要ナル時々ノ異端ハ恐ニ有益ナリ雖モ此
之ニ據ソラ大ニ鴻美ナ望ムル高ハサルハ注
意セサルヘカラス何トナレハ其日本ニ達ルノ
時ハ既ニ舊聞ニ属シ殊ニ市場ノ如キニ至リテハ
却テ之カタメ誤謬ヲ生スヘケレバナリ（未完）

外傳 忠僕直財便 第一回

錦城齋貞玉譜定

右ノ諸點ハ共ニ事實上直接貿易ノ障害タルモノ
故等ハ大抵直接取引ヲ拒ムニト
右ノ諸點ハ共ニ事實上直接貿易ノ障害タルモノ
ナリ而シテ之ノ排斥スルハ豫想セシヨリモ容易
ナルヘキナ察シ右ノ障害ニシテ早存セサルノ
曉ニハ外國貿易ノ著シク膨脹スヘキハ余ノ豫メ
推測スル所ナリ
直接外國貿易ヲ營ムント欲スル製造家及商人ハ
互ニ團結シテ該貿易ノ管理ヲ委任セル一會社ナ
創設スヘン其支配人及役員ニハ外國貿易ノ慣習
ニ通曉シ且ツ其外凡テ主要ナル取引物品ニ附キ
多少ノ經驗ヲ有スル人間中ヨリ選擇スルトキ
實地営業ノ人材を備ウソ不器用ノ者モ勿論モ
ナラズ猶又ノ日本商人ニ對十分ノ保證及フルノモ
肝要ナル點ヲ取除ケ從テ如何ニ正當ナル要求ヲ
爲スモ到底辨償ヲ得ストノ疑惧心ヲモ直ニ排斥
スルヲ得ベシ
領事報告及特派委員報告ノ外國貿易ニ關スル統
計及重要ナル時々ノ報道ハ儘ニ有益ナリト雖モ
之ニ據リテ大ニ潤益ナ望ムルコト能ハサルハ注
意セサルヘカラス何トナレハ其日本ニ達スルノ
時ハ既ニ聞聞ニ屬シ殊ニ市場ノ如キニ至リテハ
却テ之カタマ誤謬ヲ生スヘケレハナリ（未完）

愚か何ほどの大金にても脚か苦しからず。頗るよく八十右衛門の心中傍観し下され。小倉の式紙にて「在りなす」と曰く、眞忠の岡島八十右衛門、威株へ對し遠慮なく申上ると。明智の内匠様の事。の名岡島の中も分り。殊に本家へ聞へる如何といふ人のハ至極大もの事を深心用意になつたと見へ内能く申與れた。千金と拙つた上に浅野内匠は盲目同様らやど非難を受ける處であつた。其方の意見に従うて八十恐れ入はした。右難をうそ百葉と示されば八十右衛門身に取り生々世々君の後志し忘却へ仕下すと。八十右衛門も歴受をいたして引退りざした。乃で一旦浮上げになるばかりになり生した小倉の式紙と。道具屋の桔屋へお下りして居た愚人共ハ。そ一両の金が追入たら誰々の入用を差引ても七八百兩の儲けがある。さうされど九郎兵衛ハ一人で五百両、跡へ大勢へ分配をする積りであった處が。俄かに浮上止みになり、したので。持らへるまでの資本ハ何處からも出所もなし。是ハ大野の損耗となりました。サア然となりて已れの悪い事へはよ。入らざる岡島が出しゃ張て晴らぬ事を厭へ得意見立としゆる。我々も手に取たやうな金も取れず。其上損耗をするといふのは情ない。見る今に何かあつたら岡島を困らしてやう。事に立つたら腹でも切らして腹痛せとしやうと。己れの曲れる心より却つて人と怨んで居りましたが。八十右衛門は正路の人のが家例でございはず。此時に八十右衛門大嘆き云ふ事無の爲めに恥かしきと受けまするが如き。

日本の幣制改革につきて倫敦モーニング・ポストは、之を論じて且つ物價騰貴の解釋に及へる其説に據れば氏ハ日本の幣制改革を以て日本財政家の最も明かるなる先見にあるものとし其財政家ハ再びの本位貨幣として使用さるゝ氣運に向へるを想し從つて金の下落すべけれ引續き價値貨幣を用ふるの利便に浴せんことを謀りて其改革を施行したるものならんと信じ且つ今日迄日圓と同種の貨幣を使用せる國に於て貿易上の便利を獲得したるを忘れず同種の貨幣を採用するを以て更に歐米に於ても亦其便利を獲得せんことを謀りたるものあらんと考へたるなりとか然るに板方總理大臣が本改革案を議會に提出するに随み述べたる所に據り其然らずして現時國內の物價騰貴を救済するにあらるを知り却て大に驚愕したうと云ふ而して氏は物價騰貴につき解釋を下して云ふやう日本の物價騰貴の決して其本位貨幣とする點の下落に基くも勿らず全く戦勝の結果なら千八百七十年に一回紙幣(一九一一年間に一千八百八十一より一千八百九十七年に至る十六年間に於て一千四百四十片九十四片より二十五片に下落し一千圓紙幣の價格が五十六仙と交換されるに至る即ち物價の騰貴なる銀貨(一回紙幣)は此十一年間に一千四百四十片九四に下落したるのにて五百四分以上の下落なるに物價に於ては平均価にて内外の騰貴に止りし止るに物價は大に騰貴し殊に最近二年の銀價下落にからずや然るに一千八百八十一より一千八百九十七年に至る十六年間に於て一千四百四十片九四と交換されしものが一千八百八一年に至りて一千四百三十片六錢の下落に供ふ物價の騰貴と云ふと得失或ひ多年其騰貴を續けざりしもの近年成止るに物價は大に騰貴し殊に最近二年の銀價下落に初めて其影響甚だ是れが云はんか之を解釋するも最も困難なる殊に五圓と一千圓紙幣の結果として物價の暴騰に因るいわば其常に日本ののみ此例にあらざるの理ながらん是に於て又日本は支那

日本の物價騰貴

ど同期間に於て物價の騰貴を見たり必ずしも戰勝の結果と云ふべからずとの説あらん然れども支那の事へ特別の事情あるを以て日本と共に論すべからず支那へ銀貨を用ひと云ふと雖も其實際に通用するゝ銅貨にして物價の高低は一に銅貨の欠乏或は潤澤に依る現に元來は一弔に對して一千億の銅貨に交換されるべしもの欠乏の爲め八百億に騰貴したるにあらずや此銅貨にして潤澤ならば物價は自然に昇騰すべし理なり故に日本の物價騰貴へ如何にするも金價騰貴以外に其原因を求ひざる可から

本品ハ已ニ意匠ノ登録ヲ
得タル優美高尚ノ品ナリ
尙今回一層ノ大
奮發ヲ以テ品質
其他ニ至ル迄注
意ニ注意シ精々
廉價ヲ以テ廣ク
御高需ニ應スベ
ク候ニ付何卒相
御注文ノ程奉願候
東京 松田製 意匠

新發明
專賣特許
手標
改良鹿の子
新嘉五郎
坂根兄弟商會
（白都島丸）
六月下る加納作之助
京都元
外村新五郎
（白都島丸）
五州川並
製造一手販賣元

木櫛類一切製造卸
元結水引類製造卸
類製造卸
御引立御注文之件伏人奉願上候
撰製造之上大勉強販賣仕候間多少二不拘
第店舗全般左記之所二支店一說ノ諸品精
東京日本橋區横山町三丁目四番地
三鳥武支店

（天保十三年四月廿九日）
萱番組より廿番番組まで
世話舞名主共
町々家作の儀士魔塗承等に可致旨先年より度々御
候候處年曆を遺忘却致候向も有之哉近來御家追等
は稀にて柿葺多く出火の節消防のため不宜候間に
來普請修復等の節前々ア候候通事裏造又ハ煙家御
致併し一時にハ行届ナ間敷候間先づ表通りの分用
各土藏造塗家等に相直し其家の儀も柿葺の分は五
箇に致し造作も真ら質素に致仕還ハ勿論横町裏町
共衆に張出し建足一切不穢都て形容不拘今取
き御應意の趣相守末々迄も行届候様可致
（同年五月十一日）
一町中賣屋古着屋古着賣古鐵買古道具屋小道具販
共仲間組合停止候百相觸候上追々同商賣の者
者出来候とも決而差障りナ間敷候向後新規右被
世相始め候もの并に是迄渡世いたし來候者ど
御紋付品并に銀具類一切質に取買ナ間敷候萬
無挂仔細有之候ひハ月番町奉行所へ訴出差圖可
請可下候
一質屋古着屋古着貰其質に取買ひ取額節の置主共
主ども証人俱に罷越候ハ質に取買取不苦一
にて印形二ツ持參致し置主賣主証人の名前ナ
候共質に取買取候儀は致間敷令置主賣主証人
一同罷越候其品多分にて身分不相應に有之聲
又は怪異相見候分は先々を吟味品によりて其矣
と留置月番の町奉行所へ可訴出若し盜み物等有
に取買取候もの有之に於ては吟味の上右品取
上げ代金損失爲致品に寄り答々可下付候
一小道具屋古道具屋古鐵買の儀も都て右質屋に進
じ買取又ハ質候候節其品帳面に留置賣上証文與
置常帳面等入念勘矢もの尋ね有之候筋石帳面
を以て吟味可致候
但し質に取候品摸様等迄委細留置右帳の儀

は紙敷改め名主其押切付候間右之外別矢
帳面折へ水聞候是又翻失物吟味の筋名主一
支配限を察鑒を送け其品有之に於てハ早速町
奉行所へ可訴出候尤名主方へ帳面長く留置不
可改次第差戻し渡世の限り不成様可致候
一貫渡世不致もの出入候武家方等より無難譲にて
金銀の替り當分實物取置候類其品支配の名主
へ相用置粉失もの有之節吟味を請可す候
右之通す渡世間町中名主共も其旨相心得得自今粉失
もの有之節一支配に限り入念吟味可致候若未熟の
いたし方相聞るに於てハ渡世の者勿論名主共迄
急度可申付候間此旨可相守るもの也

如く、大津に又主といふ者かしと、浮世文人
が事にして、かの淨瑠璃につくりしより、虚説
傳へしならん。さばいへ、支那が「本明文書」
浮世文人集へ、大津繪の元祖といふ「文鏡」の早
三年の板にて、後の浮瑠璃より、「一年前なれば
其前より云傳へし事か知れず、とまれかくま
好古日録」にしるす、又天祐が傳へ見るに、
單にて賣書とかさし事、あるべしともほへず
事又兵衛が正筆をあさりて、其蓋藏を見るに、
津繪をくくべき風にあらず、古代の大津繪を考
るに、「古士佐の風味」はづかに歴れるやうにふも
る。
●相撲櫛
元祇の頃を盛りに経たる、兩國場之助と云ふ相撲
取、櫛をはじ始めじより、其頃前髪を相撲取、櫛を
櫛をさすことばかりで、鬼勝身之助前へ白羽をひ
か、三枚櫛をさしけるよし「相撲入笠」に見ゆ、
何のちへにしかせしと云ふに「其ころ前つけと
手とどる事はやりけるが、彼等それぞつたなり
事とし、其手とどちらの腰として櫛をさしけるよ
うに、
つひの世へ土岐櫛を相撲取。 治・徳
此句「文選集」に見ゆ、鬼勝がみよからしおいた
夕し句である。

女中庸

云ふ間に、船の買賣高さ成りしへ。吉浦ひとびの
浦のばしにいる、ゆゑどや云々。かの唐犬のこと
くれたるはしに、船をいれしにや。
(未完)

女中庸（承認） 作者不詳

貞享四年印本「風流旅日記」に大津見分伏見の道なり(中略)奴そり侍のいきはひのない繪をうるが大谷云々、かゝれば貞享の頃已に起のやり持たる繪ありしとおぼれ。

元の頃と盛りに極たる、兩國堤の助と云ふ相模取、桶を手し始めしより、其の前妻ある相模取、桶を手すことは乍りて、鬼勝樂之助前に白粉をぬり、一枚桶をさしけるよし「相模大全」に見也。何のゆへにしかせしと云ふに、其の前つけといふ手とする事はやりけるが、彼等それをつたなき事とし、其手をとらせる誰とし、桶をさしけると。

つひの世ハ土山櫛^{スカシ}と相撲取^{スル}。治^{スル}。徳^{スル}。
此句「文藝^{アーティス}」に見ゆ。鬼勝^{ケイセイ}がみづからしをいた
々^シすくであら。

吉原結の御
延寶の頃下村吉謙といふ歌舞伎女形の始めし
帯のひすひと吉謙ひすひとて都節なべては
りぬ延寶九年印本「都風俗鑑」に帶のひす
ひ吉謙ひすひとて唐犬の耳たれなることく
二ツひすひの兩比じそだらりとさるなり
帝屋ども心悟尺長のこじらへ吉謙結びへ
れくと重既ひどく高し云々（これにてそ

そ寒に凋さるの絶景を此レバ、又モシテ、未だ



國特約發賣元
田中花王堂
兵衛
●全圖到處的藥鋪小間商店に取次
販賣
東京本店、新宿、下關、
神戶、名古屋、大阪、福岡、
長崎、熊本、大分、佐賀、
宮崎、鹿児島、沖縄

◎近來世間に多くあらわし品として流通する者わざり御家の船の櫻印、筆耕園、五郎の名前等に御生寫入。

悉せらるゝは處なり殊に本品の特性として容易に溶解する酸用の鹽化鈷水垢に遇て腐食する時比一層甚しくなる故國外より之等を輸入して巨萬の發賣高を見るに至りし所が本品の如

特約直輸入の純品なれば、佳種種都として、
雅優秀の化粧品なり故に夏季中は畢竟も
して芳香と化し去り病魔の魔威とも未だに
く等一種多能の良品なる事は已に傳聞の如

花は櫻化品は吉野の人造麝香
大(六十五)匁中三十五匁小三十匁
花は櫻化品は吉野の人造麝香
純人造麝香

帝國唯一人牀垢落し廣告

定價 小袋六十包入內，袋付金十五錢。廿入紙包金五錢。
同 賦實例，每方八浮通知次第割引法。
申進候

新意匠懷中高等器物入定價取消廣告
右新意匠懷中高等器物入廣告
間物商報へ定價拾銭記載仕候
合ニヨリ今回定價取消候間此段謹告
候也

A circular seal impression, possibly a woodblock print, featuring stylized characters and decorative patterns, likely a business or personal seal.

製造元工場 尾崎氣樂堂
同第一工場
發賣代理店 高木新助
關西特約店 江川支店
京都府松風通高倉西二丁目
大阪兩次美等町三丁目
小山由蔵

四

店約特

田中花王堂 同區獨町四丁目
京橋區銀座一丁目
丸見屋善兵衛

同區十軒店角
平尾贊平
大橋博愛堂
名古屋鐵印三丁目
森本善七

東影ナ製薬スレ者反対スレ者其教少ナキニ良也
ト小間ノ

小明
問
物品
御注文に應じ
製造可仕候
東京鬚形商會 前片町一番地 東京市淺草藏
ル熱心家タリ、経験ニ富ム、平技能ニ達セ、平高評ノフ
待タシ意匠ノ、高尚形容、ソ優美品質佳良、製造精撰等ノ
文字ハ自負シテ當商會ノ事有之期ス、遠近ノ間ハス故
ニ販路ナ擴張シテ真正ナニキ東京鬚形ノ品位ヲ發揚シ
シト欲ス。希カ大方ノ華客幸ニ愛顧フ爲ヘ

平谷合資會社

